

食品安全行動基本計画（第4期）（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

該当箇所 ※ページ数はパブリックコメント実施時のものであり、修正後の計画とは齟齬があります。		意見	対応
1 施策の方向1-2 (1) HACCPの導入支援	p12	岐阜県では、平成27年に「HACCP導入施設認定制度」を実施されています。 改正法では、通称「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」という簡易な自主衛生であってもHACCPの制度では導入したと認められる方向で検討されていますが、岐阜県の認定制度を拡大し、この衛生管理を含める認定制度を創設していただきたいのですが、いかがでしょうか？	全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うこととなったため、今後の制度のあり方について、検討していきます。
2 施策の方向1-2 (1) HACCPの導入支援	p13	指標「HACCPに関する研修会の参加人数」について、HACCPの猶予期間が2021年度までとなったため、2021年度の目標値までは設定できるのでは。また、今後HACCPに関する指標を設定する場合は、「対象施設に対し年1回」のような書き方がよいのでは。対象業種が非常に多いので、指導の対象は年毎に設定してはどうか。	指標が定められていない理由について、以下のように本文中に追記します。 ※目標期間はHACCP制度化の猶予期間とされている2021年度まで HACCPの制度化に関しては具体的な政省令が示されていない段階であるため、現段階においては支援に重点をおいて取り組んでいくこととしています。 HACCP制度化の施行後は監視指導についても検討していきます。
3 施策の方向1-2 (1) HACCPの導入支援	p13	2021年までに具体的な計画の策定案が出るということで、2021年度以降の研修会の参加人数が定められていないと思われるのですが、そのことの説明がないので単に指標が定められていないと受け止められます。	当該指標については、平成33年度（2021年度）を目標年度とした「鳥獣害対策・ジビエ長期戦略」にて定めた目標数値を流用していることから、目標年度を超える2022年度及び2023年度の指標はありません。以降の目標については、次回見直し時に併せて検討します。 なお、計画には以下のとおり追記します。 ※「鳥獣害対策・ジビエ長期戦略」において2021年度までの目標を定めているため、2022年度以降の目標は次回見直し時に検討。
4 施策の方向1-3 (1) 食中毒対策	p17	「ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設数」の指標について、2022年度と2023年度の指標が定められていないのはなぜですか。	検査を要望している県内生産流通団体と随時、意見交換を行っており、今後も引き続き全頭検査の方向性について検討していきます。
5 施策の方向1-3 (3) 放射性物質対策	p22	「放射性物質対策」について、県内で生産される農畜産物は、約7年間もの長期間にわたって、国の定めた基準値を超えたものはないとされていますが、この先、第4期の5年間、と畜場でと畜された県内産肉用牛の全頭検査を見直すことは検討されていませんか？	
6 施策の方向1-3 (8) 畜水産物対策	p35	豚コレラの発生に関連して、家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準について記載が必要ではないか。	家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけているもので、本基準を遵守することにより結果的には安全な畜産物の生産につながりますので、この旨を記載します。 なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚コレラにかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされており、食品の安全を脅かすものではありません。

	該当箇所		
7	施策の方向1-3 (8) 畜水産物対策	p35-37	P35では「と畜場において特定部位の除去を行い…」、P36では「と畜場における特定危険部位の除去を徹底し…」となっている。と畜場で除去するのは特定部位なのでP36は特定部位にしたほうがよい。 P37特定部位の用語解説に脊柱が含まれているが、脊柱は特定部位ではない。 ※特定危険部位＝特定部位＋脊柱
8	施策の方向1-3 (8) 畜水産物対策	p36	畜水産物対策について、「養殖衛生管理体制の整備」のなかに、巡回指導をするとなります。岐阜県では、鮎の養殖で大きな事件が発した経験がありますので、水産研究所などの巡回指導数における具体的な目標値を掲げていただきたいです。
9	施策の方向1-3 (9) 健康食品対策対策 ○消費者に対する健康食品に関する講習会の開催	p39	第3期計画には「健康食品に関する講習会（消費者対象）の実施回数」の指標がありましたが、今回の計画にはありません。主な事業には表記がありますので、指標を定めるべきではないでしょうか。
10	施策の方向1-3 (11) 輸入食品対策	p45	P45目指す方向では「残留農薬検査、食品添加物検査、残留抗生物質検査を行い…」となっているが、主な事業及び指標では残留動物用医薬品となっている。
11	施策の方向1-3 (11) 輸入食品対策	p45	輸入食品対策について、「出前講座等において知識の普及」とありますが、情報提供ならよくわかりますが、具体的に、「知識」とはどんなものを考えていますか？
12	施策の方向1-3 (12) 食品廃棄物対策	p47-49	第3期まで主な事業にありました「弁当屋等の監視指導」がなくなっています。第3期計画では年間1000施設の点検を目標としていました。このことは、もう弁当屋等の監視指導の必要性はないということでしょうか。
13	施策の方向1-3 (12) 食品廃棄物対策	p47-49	第4期の計画より「ぎふ食べきり運動の普及啓発」が盛り込まれました。このこと自体は大変意義のある事だと受け止めます。ただし、「現状と課題」では「家庭ごみの約4割を占める食べ残し…」という記述があるのですが、具体的な指標としては「ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数」があるのみです。この件については、ぜひ生協等の消費者団体とコラボを行い、家庭における食品廃棄物の削減に向けた取り組みを県とともに具体的に進めたいかがでしょうか。また、食品事業者にとっては、労務面やコスト面で負荷が高まることが想定されます。事業者と協力を求めることと合わせ、事業者の積極的な取り組みに光を当て、県民に見えやすい形で情報を発信することで、先進的な事業者の経営を側面から支援する取り組みを県行政には期待したいと思います。この点についての考え方や対策はあるでしょうか。

表記を「特定部位」に統一します。用語解説部分の「脊柱」を削除します。

養殖経営体には、食用魚を生産する経営体と錦鯉などの非食用魚を生産する経営体があるため、従来は全経営体に対する指導割合を目標としていましたが、ご指摘いただいたとおり、具体的ではないため、食用の水産動物を生産する養殖業者に対する巡回指導の件数を目標値として設定します。

【新たな指標】
食用水産動物を生産する養殖業者への立入・巡回指導の実施（全事業所に対し年1回）

健康食品に関する消費者対象の講習会は、これまでは県が主体的に行ってきましたが、第4期計画からは、出前講座「食の安全、知得講座」の講座テーマの一つとして取り組むこととしています。出前講座は県民からの開催の要望に応じて実施するものであるため、指標の設定は行っていないですが、より多くの方に受講いただけるよう、広く周知していきま

抗生物質以外の動物用医薬品についての検査も実施しているため、表記を「残留動物用医薬品」に統一します。

提供した情報を理解して役立てていただけることが知識となると考えております。一方的な情報提供に終わらないよう努めていきます。

指標としては設定していませんが、第4期計画においても継続して監視指導を実施しているため、計画の主な事業に追記します。

ぎふ食べきり運動協力店の登録対象は、飲食店、宿泊施設及び企業としておりますが、普及啓発にあたっては、すでに各種団体とも情報交換しながら取り組みを行っており、引き続き連携を図りながら取り組みを進めていきます。また、先進的な取り組みを行っている事業者につきましては、他の協力店にも参考にしてもらえるよう、各種の広報を通じ紹介していきます。

以上のことについては、計画に追記します。

該当箇所				
14	施策の方向1-4 (1) 危機管理対策の推進	p51	危機管理体制の推進について、「食品安全連絡会議」は、年2回の開催が目標となっており、それにより非常事態の体制を固めるとあります。会議は、設置から相当年数が経過しており、役目を果たしたと考えられますが、その点はいかがお考えですか？	食品安全連絡会議の設置により、非常事態の体制が構築されましたが、非常時の連携のためには、平常時から継続した取り組みが必要であると考えます。今後開催回数や内容についてはその時の食品安全に係る状況に応じて運用を行っていくこととし、指標については削除します。
15	施策の方向2-2 (1) 学校等における食品安全教育の推進	p61-63	この項目が新たに設定され、重点施策に位置付けられていることは非常に意義のあることだと思います。「現状と課題」にあるとおりです。平成30年度第2回食品安全対策協議会でも、わたくしどもの委員の上林が発言しましたが、この課題の推進のために最大のコラボをしないといけないのは学校及び教育委員会だと思います。全県で一斉に進めることは困難だとしても、年に数校モデル校をつくり、そこで実践をすすめるを展開していくという手法をとる事は困難でしょうか。また、学校においては、「食品の安全・安心に関する教育」とともに「食育」が大きなテーマとなると思います。そこを併せた展開ができるとよいと思います。一方、第3期の計画には明記されていた「食育推進委員会の開催」がなくなっていることも気にかかります。	本施策において学校等との連携が重要であることはご意見の通りであり、現在、連携について調整を行っています。現在の学校では様々な取組が行われており、事業等の見直しを進める中、モデル校の指定等の新たな取組は困難であると考えます。しかし、食品安全や食育に関する指導は、引き続き各学校で計画的に実施し、栄養教諭を始めとする食育担当者の研修会等において、学校給食や教科等の時間における指導の内容が充実するよう働きかけていきます。また、「食育推進委員会の開催」については、事業当初から平成30年度までの事業として計画しており、以降は委員会という形での開催はしませんが、引き続き関係課及び関係団体と連携し、情報発信を行っていきます。
16	施策の方向2-2 (2) 地域社会における食品安全教育の推進	p65	この課題の推進のコラボの項目がないことは、上林が先程の協議会で発言したとおりですが、ぜひ全岐阜県生活協同組合連合会とのコラボについてご検討いただきたいと思います。また、子ども食堂は岐阜においてもネットワーク組織があります。そこでのコラボも検討いただけたらと思います。	全岐阜県生活協同組合連合会をはじめ、各団体とのコラボレーションについて調整を行い、計画に追加します。
17	施策の方向2-3 (1) 食品の安全に関する各認定制度の普及推進	p66	消費者に対するHACCPの認知度向上について、2-1-2食品の安全と信頼に関する情報の提供や2-2-1学校等における食品安全教育の推進等で記載するのはどうか。情報提供回数などの指標を立てては。HACCPの認知度（認知度が向上した後については理解度）についてアンケート調査を行い、その数値を目標とするのはどうか。	HACCP等の制度についての消費者への周知については、施策の方向2の3（1）食品の安全に関する各認定制度の普及推進」において推進することとしており、出前講座やシンポジウム等の機会のほか、メールマガジンや「食卓の安全・安心ニュース」の発行等により随時情報提供を行っていきます。また、HACCPの認知度についてのアンケートはこれまで実施しておらず、現状値が不明であるため、目標設定が困難であると考えます。今後、毎年実施しているアンケート調査等において調査することを検討します。
18	施策の方向3-1 (2) 地産地消の推進	p72-74	この課題を重点施策に設定することは大いに賛成ですが、「主な事業」及び「コラボレーション」においても、第3期計画と大きな相違点がありません。特に学校給食については、取り組みが弱まっているのではないかと危惧します。また、農産物直売所販売額についても、2017年度が160億円に対して、2019年度が138億円とダウンしています。このことも重点施策の位置づけとの関係でも矛盾しているように思われます。	地産地消の推進における学校給食の位置づけは、非常に重要なものと考えています。引き続き、各関係団体と連携した啓発活動や、学校給食での県産農産物の使用を進めていきます。農産物直売所販売額は、天候にも大きく影響を受けるため、過去の販売額を考慮して、目標を再検討し、計画に反映します。
19	施策の方向3-3 (1) 食品の安全を守る人材育成の推進	p77	豚コレラへの対応に関連して、行政職員に対する教育訓練が重要である。知識や技術の更新、管理の徹底などが必要では。	豚コレラ等の家畜伝染病に対応するために、各家畜保健衛生所職員に対して国等が開催する研修会への参加、そこで得た知識の伝達を実施しています。
20	資料編	p91	P91 食の安全に関する県関係機関一覧の現地機関に中央食肉衛生検査所及び飛騨食肉衛生検査所がない。	各食肉衛生検査所の連絡先を追加します。
21	その他	-	改正食品衛生法で、輸出食品のことについても言及されているため、施行後には施策に取り入れる必要があるのでは。	次回見直し時の参考とさせていただきます。